

「近居割」制度をご検討の皆様

この度は UR 賃貸住宅をご検討いただきまして、誠にありがとうございます。

「近居割」制度については、当制度の減額幅を、現行の 5% から 20% に引き上げる補助を含む平成 27 年度補正予算が、1 月 20 日に成立いたしました。

これに伴い、2 月 5 日以降のお申込みで、世帯所得で 25.9 万円/月以下（概ね 3 人世帯で世帯総収入約 551 万円、4 人世帯で世帯総収入約 598 万円）のお客様が「近居割」制度を利用された場合、家賃が 20% 減額（4 万円減額/月を上限）となります（世帯所得 25.9 万円/月を超えるお客様は、これまで通り 5% 減額でご利用いただけます。）。

以上につきまして、ご理解いただいた上でお手続きのほど、よろしくお願い申し上げます。

◆お申込み条件

以 上

入居対象条件	近居割	近居割 WIDE
	半径 2 キロ以内の UR 賃貸住宅に二世帯が近居していること	対象エリア内なら、UR 賃貸住宅以外の住宅との近居でもどちらか一世帯が UR 賃貸住宅に入居していること
入居対象世帯	3 親等内の親族※1 で、下記の①もしくは②に該当※2 していること ①「子育て世帯」 現に同居する満 18 歳未満の子（「子」には孫、甥、姪等の親族を含む）を扶養している世帯。（申込み時に妊娠されている場合は、子育て世帯に該当） ②「高齢者世帯」 満 60 歳以上の方を含む世帯。 ※1：直系血族、または現に扶養義務を負っている 3 親等内の親族 ※2：上記に当てはまらない世帯でも、4 級以上の身体障がい、または重度の知的障がい等のある方を含む世帯は対象になる場合があります。	
募集方法	すべての営業案内窓口で先着順受付となります。 事業者（社宅）でお申込みいただくことはできません。 募集住戸・募集開始日については各営業案内窓口でご確認ください。先着順受付のため、ご希望の住宅が契約済の場合がございます。	

◆手続き開始日と減額について

お申込み開始日	ご契約開始日	家賃減額率
2 月 5 日（金曜日）	2 月 25 日（木曜日）※3	世帯所得 25.9 万円/月以下： <u>20% 減額</u> ※4 （上記の所得を上回る場合は 5% 減額になります）

※3 入居日につきましては通常ご契約から 1 週間程度いただいております。

住戸により異なりますので、詳しくは窓口にてご確認ください。

※4 毎年収入審査を実施し、前年収入が基準所得額を超えた場合、翌年度は 5% 減額になります。

街に、ルネッサンス



60 年 まちと一緒にこれからも。